

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名 白岡市地域包括支援センターぽっかぽか
所在地 白岡市上野田 3 5 7 - 1
連絡先 電話 0 4 8 0 (9 3) 8 8 7 7
FAX 0 4 8 0 (9 0) 5 6 6 5
管理者 松ノ尾 崇弘
営業日 月曜日～金曜日（土日・祝日除く）
営業時間 午前 9 時～午後 6 時（この時間以外でも 24 時間電話で対応します。）
サービス提供実施地域 白岡市 日勝圏域
（岡泉・実ヶ谷・千駄野・小久喜・上野田・下野田・爪田ヶ
谷・太田新井・彦兵衛）
指定介護予防支援事業番号 第 1 1 0 6 6 0 0 0 1 6 号

2 職員の職種、人数、職務内容

職 名	資 格	人数	主な業務内容
保健師等	保健師	1 名	ケアマネジメント支援 総合相談支援・権利擁護 介護予防計画書作成
	看護師	2 名	
社会福祉士等	社会福祉士	名	
	社会福祉主事	1 名	
主任介護支援専門員	介護支援専門員 （管理者兼務）	1 名	
介護支援専門員	介護支援専門員	1 名	
その他		名	

3 事業の目的及び運営方針

介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われることとされています。

このため利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行います。

介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に限ることのないよう公平中立に行います。

事業の運営に当たっては、白岡市、居宅介護支援事業者、他の指定予防支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組み等との連携を図ります。

4 介護予防支援等の提供の流れ

① 利用の受付・契約締結

要支援又は事業対象者の区分認定を受けた利用者に重要事項を説明し、同意を得たうえで利用者と契約を締結いたします。併せて白岡市に届け出を行います。

② アセスメント

自宅を訪問し、所定のアセスメント（調査）事項を利用者や家族の方からお伺いします。

③ 介護予防サービス計画の原案を作成

アセスメント（調査）結果などから、どのような支援が必要かを利用者や家族の方と話し合い、合意に基づき、介護予防サービス計画の原案を作成します。

④ サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画の原案に関して関係者で確認、協議及び調整を行います。

⑤ 介護予防サービス計画書の交付

利用者又は家族の方に説明し同意を得た後、介護予防サービス計画書を利用者又は家族の方に交付します。

⑥ サービスの提供

介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画に基づき適切なサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

⑦ モニタリング（状況把握）

利用者及び家族の方と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。

⑧ 評価

3～6か月に1回、計画の達成状況について評価を行います。利用者の申し出や状態の変化等に応じて、計画の変更を行います。

⑨ 給付管理

介護予防サービス計画に基づきサービス利用票・提供票を作成し、毎月の利用実績を確認後、給付管理票を作成して、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

5 業務の委託

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

委託する場合は、以下の指定居宅介護支援事業者になります。サービスに関する問合せ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

事業所名	
所在地	
連絡先	

※ 指定居宅介護支援事業所及び担当職員が交代したときは、利用者に変更した事業所及び担当者名を文書で通知します。

6 費用

(1) 利用料

介護予防サービス計画作成費は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、利用者負担が発生する場合があります。

項 目	金 額
介護予防サービス計画作成費（1月につき）	4, 6 0 5 円
初回加算 ※ 1	3, 1 2 6 円
委託連携加算 ※ 2	3, 1 2 6 円
初回加算・委託連携加算 ※ 3	6, 2 5 2 円

※ 1 新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に指定介護予防支援を提供した場合の加算

※ 2 指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、計画作成等に協力した場合の加算

※ 3 新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に指定介護予防支援を提供する場合で、かつ、指定居宅介護支援事業者に委託し、その際に利用者に係る必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供して計画作成等に協力した場合の加算

(2) その他の費用

訪問等に係る交通費	無料
申請代行手数料	無料

7 入院時における医療と介護の連携

ご利用者は、病院または診療所に入院する必要がある場合には、計画作成担当者（ケアマネジャー）の氏名及び連絡先を、当該病院または診療所に伝えて頂く事になります。

8 指定介護予防サービス事業者等の紹介等

ご利用者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けるに当たり、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を介護予防プランに位置付けた理由についても求めることができます。

9 秘密保持及び個人情報の保護

事業所の職員は、業務上知り得た利用者及び家族の方の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス利用契約が終了した後においても継続します。

また、サービス担当者会議において利用者及び家族の個人情報を用いるときは、あらかじめ同意を得ることとします。

10 サービスの終了

利用者の都合によりサービスの利用を終了する場合は、サービスの終了を希望する10日前までに事業所に連絡してください。

また、下記の項目に該当し、改善のお願いをお聞き入れいただけない場合に契約書第6条2項により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。

- ・ 介護支援専門員及び事業者の職員に対して行う暴言
- ・ 暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。(飲酒に伴う同様の行為)
- ・ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為。
- ・ 職員に対する営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動。

11 事故発生時の対応

介護予防支援等の提供により利用者に対して事故が発生した場合には、速やかに家族の方及び白岡市等の関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、介護予防支援事業者の責に帰すべき事由により生じた事故につき、事業者は利用者及び家族の方等に賠償する責任を負います。

12 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 社内にて虐待の防止のための指針を整備し虐待防止委員会を定期開催します。
- (2) 担当職員に対し定期的に研修を行っています。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 松ノ尾 崇弘

13 苦情相談窓口

- (1) 当事業所における苦情相談窓口

苦情受付担当者	松ノ尾 崇弘
連絡先（電話番号）	0480-93-8877
苦情解決責任者	松ノ尾 崇弘

- (2) 行政機関その他苦情相談機関

白岡市健康福祉部高齢介護課	0480-92-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568